

衛生推進者養成講習 案内書

◆開催予定日、会場、定員

地区	実施日時		場所(住所、電話番号、FAX 番号)	募集定員
松山	1	2019年5月21日(火) 8時50分～15時50分	愛媛労働基準協会研修室 ・住所:松山市南江戸1丁目13番21号 ・電話番号:089-927-7731、FAX 番号:089-907-7600	80名
	2	2019年8月20日(火) 8時50分～15時50分		
	3	2019年12月17日(火) 8時50分～15時50分		

- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から2週間前までです(土日祝祭日の場合は翌日)。
- ・講習会参加者の駐車場は有りませんので、周辺の有料駐車場をご利用下さい。

◆講習科目、時間

作業環境管理及び作業管理	2時間
健康の保持増進対策	1時間
労働衛生教育	1時間
労働衛生関係法令	1時間
(合計 5時間)	

◆受講料…消費税(10%)含む

受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
6,600	1,100	7,700

- ・消費税10%料金です(2019年(令和元年)10月1日からの講習に適用します)
- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返金させていただきます。当日欠席された場合は、返金出来ませんのでご注意下さい。

◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任し、事業場の安全衛生業務を担当させなければならない。

【衛生推進者の選任義務業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の事業場 (上記に記載のない小売業、社会福祉施設、飲食店など…下記ガイドラインも考慮して下さい)	衛生推進者

【厚生労働省ガイドライン(H26.3.28 付)】

第3次産業のうちの重点業種である社会福祉施設、小売業(法定選任義務を除く)、飲食店の労働者数10人以上の事業場については、安全担当者を配置し、うち労働者数50人以上の事業場については、安全衛生推進者の資格を持った者等から安全担当者を選任することが望ましいとされています。

衛生推進者養成講習申込書

コピーしてご使用下さい

※印欄以外は全てご記入下さい。HP

申込日	年 月 日	※修了証番号		※受付番号	松・新・四 今・八・宇	
受講日時	年 月 日() 8時50分～15時50分			場所	愛媛労働基準協会研修室	
フリガナ				☐ 男 ☐ 女	生年月日	昭和 平成 年 月 日
受講者氏名						
現住所	〒 - 都道 市郡 府県 区 個人連絡先 () -					
勤務先	〒 - 年 月 日 所在地 事業場名 代表者名 連絡先 電話 () - , Fax () -					
会員の有無	☐ 会員 ・ ☐ 一般		テキスト購入		☐ 購入 ・ ☐ 不要(持参する)	

切り取り線

衛生推進者養成講習受講票			
※受講番号		※受付番号	
受講者氏名			
受講年月日	年 月 日 () 8時50分～15時50分		
受講会場	愛媛労働基準協会研修室 住所:松山市南江戸1丁目13番21号		
※講習内容	作業環境管理及び作業管理		
	健康の保持推進対策		
	安全衛生教育		
	関係法令		
テキスト	☐ 当日交付 ・ ☐ 受講者持参		

【連絡事項】

- ・本受講票は当日受付に提示し、受講中は机上に置いて下さい。
- ・開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付出来ませんのでご注意下さい。
- ・筆記用具をご持参下さい。
- ・講習会場には駐車場がありません。

(公社)愛媛労働基準協会松山支部

領 収 証

殿

¥ :

衛生推進者養成講習受講料及
びテキスト代金

上記金額を領収致しました。

年 月 日

(公社)愛媛労働基準協会 松山支部